

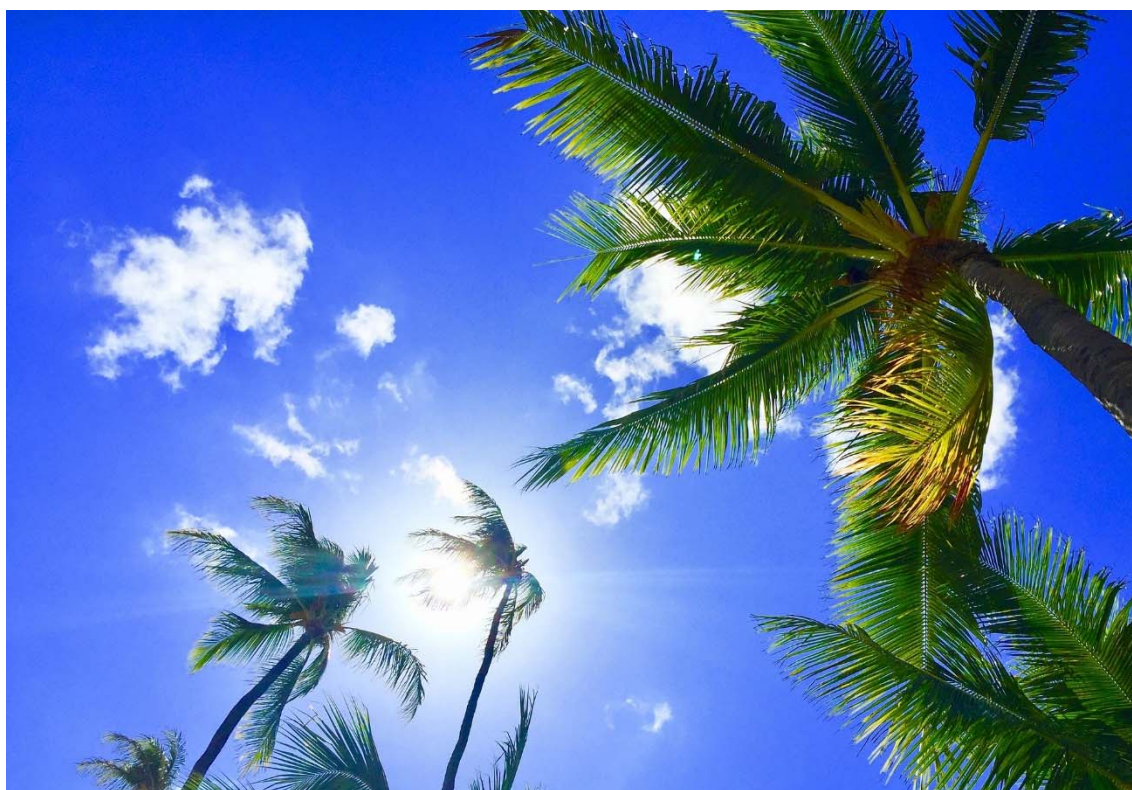
News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

私と同じ歳、若尾裕之氏(株)未来総合研究所代表取締役)から先日届いた「未来デザインメルマガ」。心惹かれた『今日が人生で一番若い』という内容、少しご紹介します…

【6月も終わり、今年も1年の1/2が終わったことになります。月日の流れは早いです。自分で「もう歳だから無理」とか「もう少し若かったら出来たのに」と言い訳して、新しいことにチャレンジすることに、諦めてしまっている人が多いのでは。今日より明日はもっと歳をとっています。今日のあなたが長い人生の中で一番若いのです。何かをしようとしたら、今日からはじめることです】まさにその通りですね。長い人生の中で一番若い、今日の自分自身に“頑張れ”とハッパをかける7月にしたいです！

7
2018



JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

改めて制度の確認 30万円未満の一括損金算入

年間50万を超える法人が適用する、30万円未満の減価償却資産を全額損金として認めてもらえる制度、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度」（以下、当該制度）の適用が2年延長されました。これは法人だけでなく、個人事業者であっても同様の取扱いがありますが、ここでは法人を前提に制度を紹介します。

■当該制度の概要

当該制度は、従業員数1,000人以下の中小企業者等※が、一定期間内に取得等し、かつ、事業に用いた取得価額30万円未満である減価償却資産で一定のもの（以下、少額減価償却資産）を費用にしたときは、その費用とした金額の合計額が事業年度単位で300万円（事業年度が12ヶ月に満たない場合には月数按分が必要）に達するまで、その事業年度の損金として認めてもらえる特例です。

※中小企業者等とは、資本（又は出資、以下同じ。）の有無に応じて、それぞれ次に掲げる法人です。

① 資本がある場合

…その資本金の額が1億円以下であること

ただし例えば1億円以下であっても、次の法人に発行済株式総数（出資総額）の2分の1以上を所有されている法人や2以上の大規模法人に発行済株式総数（出資総額）の3分の2以上を所有されている法人は、“中小企業者”にはなりません。

- 常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- 同一の大規模法人（資本金の額が1億円を超える法人又は資本がない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人で、中小企業投資育成株式会社を除く。）

② 資本がない場合

…常時使用する従業員の数が1,000人以下であること

■適用のポイント

当該制度を適用するにあたり、注意すべきポイントは、次のとおりです。

(1) 期間が限定されていること

適用には期限があります。改正前は平成30（2018）年3月31日まででしたが、平成30年

度税制改正により期限が2年延長され、“平成32（2020）年3月31日まで”となりました。

(2) 適用できる金額に上限があること

取得価額が30万円未満の減価償却資産であることが要件です。

この“取得価額”の単位は、通常、減価償却資産の取得価額の判定と同じで、「通常1単位として取引されるその単位ごと」です。

また、金額に消費税分を含めるか否かは、法人の経理方法に従います（税抜き経理→税抜きで判断）。

例（1単位）

- ・応接セット
…テーブルとソファの合計
- ・部屋のカーテン
…1部屋ごとの合計

(3) 他の特例と併用できないこと

研究開発税制を除き、他の租税特別措置法上の特例（圧縮記帳・特別償却・税額控除）との併用適用はできません。

(4) 経理処理や申告手続きが必要です

実際に適用を受ける場合には、次の経理処理や手続きが必要です。

- ・費用として経理処理（損金経理）すること
- ・申告の際に明細書（別表十六（七））を添付すること

なお、取得価額が10万円以上20万円未満である場合には、3年間で償却する制度（20万円未満の一括償却資産の損金算入制度）の適用も考えられます。20万円未満の一括償却資産の損金算入制度を適用したときには、償却資産税の対象にはなりません。そのため当該制度とどちらを適用した方が総合的に有利なのか、慎重な検討が求められます。

○取得価額金額別の特例適用可否（適用○、不適用×）

取得価額	償却方法		当該制度
	10万円未満の少額減価償却資産	20万円未満の一括償却資産の損金算入	
	全額損金算入	3年均等償却	全額損金算入（年300万円上限）
10万円未満	○	○	○
10万円以上20万円未満	×	○	○
20万円以上30万円未満	×	×	○

相続法改正 3 遺言制度・遺留分制度

平成30年3月13日に国会に提出された民法の改正法律案※に基づいて、改正が予定されている項目を解説しています。最終回の今回は、遺言制度と遺留分制度を中心に、要点をご紹介します。

■自筆証書遺言にまつわる改正

遺言制度の改正の中で注目すべきは、**自筆証書遺言**に関する2つの改正案です。

1. 方式の緩和

○財産目録

現行法	改正案
全て自筆	自筆は要しない

自筆証書遺言に添付する財産目録は、相続時の無用な紛争を防止するための重要な文書ですが、個々の財産が確実に特定できるよう、地番や地積、金融機関や口座番号等を正確に記載しなければなりません。財産を多く所有する遺言者にとっては労を要する作業です。

今回の改正案により、登記事項証明書や預金通帳の写しもしくはパソコンで作成した一覧等を用いて、**各ページに署名・押印**することで、自筆証書遺言に添付する財産目録として取り扱うことができるようになります。

2. 保管制度の創設

自筆証書遺言（無封のものに限る）の保管を法務局に申請できるようになります。

これを保管制度といい、この制度を利用すると、遺言者は法務局に、遺言書の返還や閲覧を請求できます。また、相続人や遺言執行者は、遺言者の死後、法務局に閲覧を申請できます。家庭裁判所での検認の手続きは不要です。

これにより、遺言書が見つからない、遺産分割後に遺言書が見つかった、等のトラブルも回避できるようになります。

■遺留分にまつわる改正

1. 遺留分の金銭債権化

○遺留分減殺請求

現行法	改正案
現物での返還が原則	金銭支払いの請求が可

遺留分減殺請求に対し、現行法では遺留分権利者に金銭での弁償の選択権はありません。改正案は、遺留分権利者に遺留分侵害額相当の金銭支払いを請求する権利を認めています。

2. 遺留分の算定方法の見直し

○遺留分額に算入する相続人に対する贈与

現行法	改正案
全ての期間が対象	10年間に限定

現行法では、相続人に対する特別受益に該当する贈与には時間的な制限が設けられておらず、何十年も前に行われたものも、遺留分額の算定の際に算入されます。

改正案は、相続開始前10年間の贈与に限り原則算入との制限を設け、それ以前に行われた財産は算入しないこととしています。

他にも「相続人以外の者への貢献を考慮した特別寄与料の請求」等の改正項目があります。詳しくは、法律案でご確認ください。

※改正法律案

以下の法務省サイトでご確認ください。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html



時間外労働削減に取り組む 中小企業を支援する助成金

時間外労働の削減に向けて、外部の専門家によるコンサルティングを受ける、勤怠管理を手書きからタイムカードに変更するなど、様々な取組をしている企業があるかと思います。このような取組を行う企業への支援として「時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）」が設けられています。

■対象となる事業主

対象となる事業主は、平成28年度または29年度において、36協定の特別条項を締結している中小企業で、実際に特別条項が適用された月が複数月あった従業員がいた、または特別条項に該当する従業員が単月に複数名いたことが要件となっています。

助成金を受給するためには、定められた成果目標を達成する必要があります。具体的には、平成30年度または31年度に有効な36協定の「延長する時間」を短縮し、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行う必要があります。

【成果目標】

- ①時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ②時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数および法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

■支給対象となる取組

成果目標を達成するために、次のいずれか1つ以上の取組を実施する必要があります。

- ①労務管理担当者に対する研修
- ②労働者に対する研修、周知・啓発
- ③外部専門家によるコンサルティング

- ④就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤人材確保に向けた取組
- ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑧労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

■支給額

支給額は、成果目標①～③の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部が助成されます。支給額は、以下のいずれか低い額となります。

- ・1企業あたり上限200万円
- ・上限設定の上限額（下表）および休日加算額※1の合計
- ・対象経費の合計額×補助率3/4※2

※1 成果目標に加え、週休2日制の導入に向けて休日を増加させた場合、休日加算額が支給されます。

※2 一定の要件を満たした場合、補助率が4/5となります。

表 上限設定の上限額

取組実施後に設定する時間外労働時間数等	取組実施前の時間外労働時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（アに該当する場合を除く）	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（ア、イに該当する場合を除く）
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

活用にあたっては、事業実施計画などの必要書類を平成30年12月3日までに最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）へ提出し、平成31年2月15日までに支給申請を行う必要があります。その他、様々な要件がありますので、利用にあたっては最新情報をご確認ください。



業種・事業所規模別にみる 夏季賞与1人平均支給額

夏季賞与の支給時期を迎えます。賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果※から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成29年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

■支給額は1ヶ月分程度に

主な業種別に1人平均支給額などをまとめると、以下のとおりです。調査産業計をみると5～29人規模は26.7万円で、28年に比べ2.0%の増加、30～99人規模は32.6万円で、

3.6%の増加になりました。両規模とも前年を上回ったのは、2年連続となりました。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人規模が0.96ヶ月、30～99人規模が1.04ヶ月と、どちらも1ヶ月分程度です。

平成29年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	267,386	2.0	326,080	3.6	0.96	1.04	64.5	89.2
建設業	286,369	-2.3	495,183	6.3	0.91	1.19	65.7	83.0
総合工事業	284,593	-13.1	505,703	9.3	0.96	1.19	67.2	80.8
職別工事業	197,606	-7.9	265,791	-19.3	0.77	0.82	58.6	71.4
設備工事業	380,257	16.7	546,505	7.0	1.03	1.37	73.8	94.7
製造業	266,313	8.4	336,154	0.9	0.91	1.08	66.0	88.0
消費関連製造業	208,965	4.9	259,753	1.1	0.78	0.87	52.6	85.2
素材関連製造業	258,953	3.0	399,248	-0.1	0.91	1.23	74.0	91.6
機械関連製造業	331,730	16.9	338,899	1.6	1.03	1.11	71.8	86.3
食料品・たばこ	184,020	-1.6	253,549	5.5	0.81	0.81	54.9	87.1
繊維工業	146,949	-14.0	202,058	1.9	0.66	0.86	45.5	81.5
木材・木製品	275,345	54.5	270,639	9.5	0.93	1.01	64.2	92.3
家具・装備品	186,117	-31.2	282,071	-12.3	0.79	1.00	56.0	77.4
パルプ・紙	227,043	8.2	393,296	1.7	0.74	1.20	67.9	100.0
印刷・同関連業	240,530	-1.2	286,128	-0.8	0.69	0.90	53.2	80.6
化学・石油・石炭	403,532	-5.6	607,844	2.6	1.34	1.71	80.5	92.7
プラスチック製品	184,882	-29.8	252,375	5.2	0.69	0.98	73.2	82.5
ゴム製品	184,418	24.4	366,204	11.5	0.70	1.17	80.8	85.3
窯業・土石製品	202,895	-16.9	401,622	-3.5	0.80	1.10	80.6	95.2
鉄鋼業	368,084	-9.3	572,219	-10.6	1.08	1.51	90.5	100.0
非鉄金属製造業	295,775	10.5	417,135	15.8	1.06	1.29	76.1	90.9
金属製品製造業	272,071	28.7	358,930	-5.1	0.95	1.12	70.1	90.0
はん用機械器具	443,565	54.8	345,957	1.7	1.19	1.23	84.7	87.5
生産用機械器具	305,557	15.9	336,867	-4.4	1.00	1.08	81.3	81.3
業務用機械器具	337,973	0.7	427,041	8.7	1.23	1.22	69.0	92.7
電子・デバイス	279,238	-3.1	283,670	3.6	0.86	1.01	45.4	80.0
電気機械器具	338,289	0.6	312,219	1.3	0.96	1.07	72.1	90.6
情報通信機械器具	301,613	-11.1	406,851	-14.2	1.00	1.14	71.3	78.9
輸送用機械器具	286,275	27.8	339,606	12.2	0.97	1.13	62.8	91.3
その他の製造業	379,585	81.6	326,827	-6.4	0.98	1.09	55.1	93.6
電気・ガス・熱供給等	569,322	6.7	649,322	4.5	1.53	1.68	91.5	92.7
情報通信業	361,809	-4.7	507,633	3.7	1.04	1.39	59.3	93.7
情報サービス業	391,796	16.3	500,185	5.1	1.07	1.41	58.8	92.3
映像音声文字情報	312,093	-23.9	351,456	2.0	0.95	1.16	57.6	87.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成29年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に対 する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
運輸業、郵便業	252,053	5.0	256,191	-1.9	0.91	0.89	66.5	86.4
道路旅客運送業	84,690	-26.7	116,285	-4.2	0.41	0.52	59.5	89.5
道路貨物運送業	195,021	11.3	184,922	-1.3	0.74	0.65	57.6	78.0
卸売業、小売業	280,776	-1.8	278,369	10.5	1.00	0.93	67.0	90.8
卸売業	446,301	1.4	501,714	8.2	1.37	1.41	78.5	90.9
繊維・衣服等卸売業	201,071	-46.1	408,981	27.8	0.89	1.21	72.0	80.0
飲食料品卸売業	264,415	-1.5	285,483	-1.5	1.07	0.99	72.2	92.1
機械器具卸売業	517,336	5.7	669,707	4.5	1.49	1.66	77.7	85.7
小売業	189,057	-2.1	142,277	20.4	0.78	0.64	61.6	90.7
各種商品小売業	55,273	158.4	136,784	4.1	0.39	0.70	50.5	100.0
繊維等小売業	177,905	43.6	274,300	-3.6	0.76	0.68	65.9	66.7
飲食料品小売業	56,357	8.3	113,092	48.7	0.43	0.53	37.2	93.8
機械器具小売業	371,988	-9.4	306,799	3.9	1.20	1.14	87.4	90.0
金融業、保険業	522,630	4.5	595,366	6.2	1.54	1.65	88.0	96.7
不動産業、物品賃貸業	401,874	-8.9	427,975	-2.9	1.27	1.19	76.3	89.3
不動産業	480,322	-6.1	478,918	-4.6	1.42	1.33	76.8	86.7
物品賃貸業	238,045	-23.9	359,880	1.4	0.91	1.02	75.3	92.7
学術研究等	389,135	20.2	518,793	-5.3	1.14	1.32	72.8	91.0
専門サービス業	372,924	15.6	545,884	-15.9	1.12	1.31	70.3	88.9
広告業	212,123	-29.3	250,526	-31.1	0.56	0.70	74.1	85.7
技術サービス業	403,891	33.6	514,773	3.9	1.14	1.40	73.8	91.7
飲食サービス業等	45,765	-8.1	47,784	-8.7	0.34	0.33	40.5	81.0
宿泊業	136,733	-6.3	84,836	15.9	0.65	0.44	45.3	67.5
飲食店	31,455	-13.9	34,556	-15.8	0.29	0.29	41.3	81.2
持ち帰り・配達飲食	72,220	2.9	93,760	-5.5	0.42	0.57	32.9	94.7
生活関連サービス業等	152,569	17.7	131,459	-4.8	0.63	0.65	44.9	85.1
娯楽業	116,642	22.6	123,512	-1.8	0.56	0.61	58.9	89.1
教育、学習支援業	383,415	6.3	524,290	-2.3	1.24	1.61	74.7	100.0
学校教育	492,345	8.3	540,441	-3.3	1.52	1.68	91.6	100.0
他教育、学習支援	170,257	2.0	406,009	2.0	0.92	1.04	61.9	100.0
複合サービス事業	409,523	-2.7	390,400	-0.9	1.43	1.32	98.7	100.0
その他のサービス業	340,075	-3.3	301,195	4.4	1.08	0.97	64.5	80.1
廃棄物処理業	269,472	29.9	377,774	-0.2	0.91	1.03	67.8	94.7
自動車整備等	294,360	-21.3	748,813	2.3	0.93	1.65	66.0	100.0
職業紹介・派遣業	363,315	21.6	208,281	8.3	1.12	0.59	59.9	55.1
他の事業サービス	348,192	-0.4	178,191	-0.4	1.09	0.75	64.5	76.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

業種ごとで異なる状況に

業種別の1人平均支給額は、5~29人規模では3万円台~50万円台、30~99人規模では3万円台~70万円台と、大きな開きがみられます。また、1人平均支給額の前年比をみると、両規模とも28年より増加した業種が多くなりま

した。

支給事業所数割合は、30~99人規模100%の業種がある一方で、5~29人規模では50%未満の業種もあり、業種や規模によって大きな違いがみられる結果になりました。今年はどうなるのでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2018年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から白露の前日までは「残暑お見舞い」とするのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。

さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか、送付前に再確認をしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありませんが、早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する場合は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。



2018.7

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	仏滅	●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月17日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始
2	月	大安	
3	火	赤口	
4	水	先勝	
5	木	友引	
6	金	先負	
7	土	仏滅 小暑	
8	日	大安	
9	月	赤口	
10	火	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新 ●社会保険の算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
11	水	友引	
12	木	先負	
13	金	赤口	
14	土	先勝	
15	日	友引	
16	月	先負 海の日	
17	火	仏滅	●高年齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出 ●所得税の予定納税額の減額申請
18	水	大安	
19	木	赤口	
20	金	先勝	
21	土	友引	
22	日	先負	
23	月	仏滅 大暑	
24	火	大安	
25	水	赤口	
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	
30	月	大安	
31	火	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで